



# 宮 崎 県 公 報

平成26年 6 月26日 (木曜日) 第 2602 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 37,200 円

## 目 次

### 規 則

○宮崎県水源地域保全条例の一部の施行期日を定める規則…………… (環境森林課) 1

### 告 示

- 登録特定行為事業者の名称、所在地等の変更… (長寿介護課) 1
- 登録特定行為事業者の事業所の名称又は所在地の変更…………… ( “ ” ) 1
- 指定自立支援医療機関 (育成医療及び更生医療) の名称の変更…………… (障害福祉課) 2
- 歳入の徴収の事務の委託…………… (こども政策課) 2
- 水源地域の指定…………… (環境森林課) 2
- 民有林の保安林の指定の解除予定…………… (自然環境課) 3
- 保安林の指定解除の予定の通知…………… ( “ ” ) 3
- 保安林の指定施業要件の変更通知の宛先人不明

について…………… (自然環境課) 3

○指定構造計算適合性判定機関の業務を行う事務所  
の名称及び所在地の変更について…………… (建築住宅課) 3

### 公 告

- 土地改良区の定款変更の認可 (2 件) …… (農村整備課) 4
- 土地改良区の清算人の退任の届出…………… ( “ ” ) 4
- 開発行為に関する工事の完了…………… (建築住宅課) 4

### 病院局公告

○入札公告…………… 4

### 人事委員会告示

○口頭により開示請求をすることができる保有個人情報…………… 5

### 選挙管理委員会告示

- 選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数…………… 5
- 選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数…………… 6

## 規 則

宮崎県水源地域保全条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成26年 6 月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

### 宮崎県規則第38号

#### 宮崎県水源地域保全条例の一部の施行期日を定める規則

宮崎県水源地域保全条例 (平成26年宮崎県条例第 4 号) 附則第 1 項ただし書に規定する規定の施行期日は、平成26年 8 月20日とする。

## 告 示

### 宮崎県告示第 398号

社会福祉士及び介護福祉士法 (昭和62年法律第30号) 附則第20条第 2 項において準用する第48条の 6 第 1 項の規定により、登録特定行為事業者の名称又は主たる事務所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成26年 6 月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

### 宮崎県告示第 399号

社会福祉士及び介護福祉士法 (昭和62年法律第30号) 附則第20条第 2 項において準用する第48条の 6 第 1 項の規定により、登録特定行為事業者の事業所の名称又は所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成26年 6 月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

変 更 前		変 更 後		指 定 年 月 日
名 称	主たる事務所 の所在地	名 称	主たる事務所 の所在地	
社団法人全国社会保険協会連合会	東京都港区 高輪 3 丁目 22番12号	独立行政法人 人法人地域 医療機能推 進機構	東京都港区 高輪 3 丁目 22番12号	平成26年 4 月 1 日

登 録 番 号	変 更 前		変 更 後		変 更 年月日
	名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	
451000054	特別養護老人ホームパ パス	都城市平塚町3033番地 1	特別養護老人ホームミ ューズの虹平塚	都城市平塚町3033番地 1	平成26年 5 月 1 日
451000092	社会保険宮崎江南介護 老人保健施設サンビュ ー宮崎	宮崎市大字恒久字鳥の 巣6245番地 1	独立行政法人地域医療 機能推進機構宮崎江南 病院附属介護老人保健 施設	宮崎市大字恒久字鳥の 巣6245番地 1	平成26年 4 月 1 日
451000128	住宅型有料老人ホーム 花うさぎ	北諸県郡三股町大字榊 山字射場前4568番地 1	住宅型有料老人ホーム ミューズの朝三股	北諸県郡三股町大字榊 山字射場前4568番地 1	平成26年 5 月 1 日

宮崎県告示第 400号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第64条の規定により、育成医療及び更生医療を行う指定自立支援医療機関の名称変更について次のとおり届出があった。

平成26年 6 月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所在地	名 称		変 更 年月日
		変更前	変更後	
医療法人社団 森山内科・脳 神経外科	都城市	医療法人社 団森山内科 ・外科クリ ニック	医療法人社 団森山内科 ・脳神経外 科	平成26年 6 月 5 日

宮崎県告示第 401号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 158条第 1 項の規定により、歳入の徴収の事務を次のとおり委託した。

平成26年 6 月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

委託した徴収事務	委 託 先	委 託 期 間
保育士登録業務に係 る手数料	社会福祉法人 日本保育協会	平成26年 4 月 1 日から 平成27年 3 月31日まで

宮崎県告示第 402号

宮崎県水源地域保全条例（平成26年宮崎県条例第 4 号）第 9 条第 1 項の規定により、次の区域を水源地域として指定する。

平成26年 6 月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村	水源地域の区域
宮崎市	生目、池内町、糸原、浮田、瓜生野、大瀬町、加江田、鏡洲、柏原、金崎、島之内、下北方町、長嶺、新名爪、広原、細江、田野町乙、田野町甲、佐土原町上田島、佐土原町下田島、佐土原町下那珂、佐土原町西上那珂、佐土原町東上那珂、高岡町飯田、高岡町内山、高岡町浦之名、高岡町小山田、高岡町上倉永、高岡町紙屋、高岡町五町、高岡町下倉永、清

	武町池田台、清武町池田台北、清武町今泉、清武町加納、清武町木原及び清武町船引
都城市	庄内町、関之尾町、豊満町、夏尾町、御池町、美川町、安久町、吉之元町、山之口町富吉、山之口町花木、山之口町山之口、高城町有水、高城町石山、高城町大井手、高城町四家、山田町中霧島、山田町山田、高崎町江平、高崎町大牟田、高崎町東霧島、高崎町繩瀬、高崎町笛水及び高崎町前田
延岡市	石田町、稲葉崎町、浦城町、追内町、大峽町、大野町、尾崎町、鹿狩瀬町、鹿小路、上伊形町、上三輪町、川島町、熊野江町、桑平町、神戸町、桜ヶ丘、佐野町、須佐町、須美江町、夏田町、檜山、平田町、祝子町、舞野町、宮長町、妙町、行藤町、無鹿町、安井町、北方町板上、北方町板下、北方町うそ越、北方町上崎、北方町上鹿川、北方町川水流、北方町三ヶ村、北方町椎畑、北方町下鹿川、北方町菅原、北方町滝下、北方町早上、北方町早中、北方町早日渡、北方町藤の木、北方町二股、北方町嶺峰、北方町美々地、北浦町古江、北浦町三川内、北川町川内名及び北川町長井
日南市	油津、板敷、伊比井、大窪、春日町、上方、楠原、隈谷甲、酒谷乙、酒谷甲、下方、西弁分（大字西弁分に限る。）、平野、宮浦、吉野方、西町、岩崎、木山、瀬西、園田、梅ヶ浜、乙姫町、北郷町大藤、北郷町北河内、北郷町郷之原、南郷町谷之口、南郷町津屋野及び南郷町榎原
小林市	北西方、堤、水流迫、東方、細野、真方、南西方、須木内山、須木下田、須木鳥田町、須木中原、野尻町紙屋、野尻町東麓及び野尻町三ヶ野山
日向市	塩見、富高、日知屋、細島、東郷町下三ヶ、東郷町坪谷、東郷町八重原迫野内、東郷町山陰乙、東郷町山陰己、東郷町山陰庚、東郷町山陰甲、東郷町山陰辛、東郷町山陰丁、東郷町山陰丙及び東郷町山陰戊
串間市	秋山、市木、大納、大平、大矢取、崎田、都井、西方及び本城
西都市	荒武、岩爪、岡富、尾八重、加勢、片内、鹿野田、上揚、上三財、清水、寒川、下三財、銀鏡、茶臼原、調殿、妻、藤田、童子丸、中尾、八重、平郡、穂北、右松、南方、三納、三宅及び山田
えびの市	内堅、浦、榎田、大河平、岡松、小田、亀沢、坂元、島内、昌明寺、末永、大明司、西川北、西長江浦、原田、東川北、東長江浦、向江及び柳水流

三股町	樺山、長田及び宮村
高原町	後川内、蒲牟田、西麓及び広原
国富町	木脇、三名、竹田、深年、本庄、八代北俣及び八代南俣
綾町	入野、北俣及び南俣
高鍋町	南高鍋及び持田
新富町	新田
西米良村	板谷、小川、上米良、越野尾、竹原、村所及び横野
木城町	石河内、川原、椎木、高城及び中之又
川南町	川南
都農町	川北
門川町	庵川、加草、門川尾末及び川内
諸塚村	家代及び七ツ山
椎葉村	大河内、下福良、不土野及び松尾
美郷町	西郷小原、西郷田代、西郷立石、西郷山三ヶ、南郷上渡川、南郷鬼神野、南郷中渡川、南郷神門、南郷水清谷、南郷山三ヶ、北郷宇納間、北郷黒木及び北郷入下
高千穂町	岩戸、押方、上岩戸、上野、河内、五ヶ所、田原、三田井及び向山
日之影町	岩井川、七折、見立及び分城
五ヶ瀬町	鞍岡、桑野内及び三ヶ所

## 宮崎県告示第403号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定を解除する予定である。

平成26年6月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

## 1 解除予定に係る民有林の保安林の所在場所

東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字下童子8866・字上童子8915・字白土々呂8916-1・8916-2・8916-4・8920-1・8921-1・8932-1・8933-1・8938-1（以上10筆について次の図に示す部分に限る。）

## 2 民有林の保安林として指定された目的 水源のかん養

## 3 解除の理由 指定理由の消滅

（「次の図」は省略し、その図面を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに諸塚村役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 宮崎県告示第404号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成26年6月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

## 1 解除予定保安林の所在場所 西米良村大字村所字桐原 410-10、字中之敷 412-10

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備、水源の<sup>かん</sup>涵養

## 3 解除の理由 道路用地とするため

## 宮崎県告示第405号

保安林の指定施業要件を変更する件（平成25年農林水産省告示第2826号）に係る保安林の所有者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定に

より、保安林の指定施業要件の変更の通知の内容を、当該保安林の属する西都市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成26年6月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

## 1 掲示場所及び所在が不明な者の氏名

西都市役所

井上義範、井上宝次、皆川佳代、株式会社日商、岩下安俊、岩倉薫、後藤直平、後藤岷市、甲斐嘉敬、甲斐徳市、黒木義孝、黒木財千代、黒木盛市、黒木繁行、黒木務、坂本サナミ、児玉重元、児玉浅平、児玉武幹、児玉文子、上米良市岷、上米良重吉、上米良鶴松、谷口晃司、池田不二夫、中武宇三郎、中武喜志、中武儀太郎、中武義治、中武袈裟次郎、中武虎市、中武重市、中武丈市、中武新三郎、中武甚藏、中武徳三郎、中武兵吉、中武平太、長友虎雄、長友宗安、長友重嗣、田爪直、那須彪、那須與三太、日本製紙株式会社、八代孫市、浜砂イセノ、浜砂英憲、浜砂久義、浜砂長蔵、浜砂武義、浜砂保、浜砂満雄、浜砂頼光、浜砂頼信、浜砂岷徳、富山武盛、富山福太郎、峰定憲、鈴木和男、濱砂庄吉、濱砂米市、濱砂弥太郎、齋藤博子、濱砂英一、濱砂福次郎

## 2 通知の要旨

(1) 農林水産大臣から保安林の指定施業要件を変更する旨の通知があったこと。

(2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については平成25年農林水産省告示第2826号によること。

## 宮崎県告示第406号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の5第2項の規定により、指定構造計算適合性判定機関から次のとおり変更の届出があった。

平成26年6月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

## 1 届出者の名称

株式会社建築構造センター

## 2 変更後の構造計算適合性判定の業務を行う事務所の名称及び所在地

名称	所在地
株式会社建築構造センター本社	東京都新宿区新宿1丁目8番1号 大橋御苑駅ビル6階
株式会社建築構造センター東北事務所	宮城県仙台市青葉区本町2丁目10番28号 カメイ仙台グリーンシティ3階
株式会社建築構造センター福島事務所	福島県郡山市中町11番5号 やまのいビル1003号室
株式会社建築構造センター埼玉事務所	埼玉県さいたま市浦和区高砂2丁目2番3号 さいたま浦和ビルディング3階
株式会社建築構造センター神奈川事務所	神奈川県横浜市西区北幸2丁目3番19号 日総第8ビル8階
株式会社建築構造センター	愛知県名古屋市中区錦1丁目17番13号

ンター愛知事務所	名興中駒ビル 9 階
株式会社建築構造センター山陰事務所	島根県松江市中原町 6 番地
株式会社建築構造センター岡山事務所	岡山県岡山市北区内山下 1 丁目 3 番 19 号 成広ビル 2 階
株式会社建築構造センター広島事務所	広島県広島市中区八丁堀 15 番 6 号 広島 ちゅうぎんビル 704-2 号室
株式会社建築構造センター愛媛事務所	愛媛県松山市三番町 7 丁目 13 番地 13 ミ ツネビルディング 601 号室
株式会社建築構造センター佐賀事務所	佐賀県佐賀市駅前中央 1 丁目 9 番 38 号 いちご佐賀ビル 704 号室
株式会社建築構造センター長崎事務所	長崎県長崎市万才町 3 番 4 号 長崎ビル 8 階
株式会社建築構造センター宮崎事務所	宮崎県宮崎市川原町 5 番 10 号 ミネック ス川原 8 階
株式会社建築構造センター南九州事務所	鹿児島県鹿児島市東千石町 1 番 3 号 鹿 児島第 2 ビル 3 階 B 室
株式会社建築構造センター沖縄事務所	沖縄県浦添市牧港 5 丁目 6 番 8 号 沖縄 県建設会館 4 階

3 変更しようとする年月日  
平成 26 年 5 月 26 日

## 公 告

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、上津留土地改良区（日南市）から平成 26 年 4 月 14 日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成 26 年 6 月 26 日

宮崎県知事 河野俊嗣

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、田野町西地区土地改良区（宮崎市）から平成 26 年 4 月 21 日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成 26 年 6 月 26 日

宮崎県知事 河野俊嗣

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 68 条第 4 項において準用する同法第 18 条第 16 項の規定により、美々津地区土地改良区（日向市）の清算人の退任について次のとおり届出があった。

平成 26 年 6 月 26 日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 退任した清算人

氏 名	住 所
奈 須 敏 夫	日向市大字塩見 4364 番地

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は完了した。

平成 26 年 6 月 26 日

宮崎県知事 河野俊嗣

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び名称
西臼杵郡高千穂町大字三田井字神殿 1270 番 2、1270 番 4、1265 番 41	福岡市博多区博多駅東 2 丁目 10 番 1 号 第一福岡ビル S 館 4 階 株式会社コスモス薬品

## 病院局公告

### 入札公告

一般競争入札を下記のとおり実施する。

平成 26 年 6 月 26 日

宮崎県立宮崎病院長 豊田清一

#### 1 競争入札に付する事項

- (1) 購入物品及び数量 パノラマ X 線・歯科撮影装置 一式（設置に必要な工事を含む。）
- (2) 購入物品の特質等 入札説明書による。
- (3) 納入期限 平成 26 年 9 月 30 日
- (4) 納入場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法 (1) の購入物品について入札を実施する。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する金額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) この入札に参加する資格を有する者は、次の各号をすべて満たす者とする。
  - 平成 26 年宮崎県告示第 130 号に規定する資格を有する者で、営業種目が医療・理化学機器類のものであること。
  - 薬事法（昭和 35 年法律第 145 号）第 39 条第 1 項の規定による高度管理医療機器等の販売業の許可を受けている者であること。
  - 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。
  - 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを契約担当者の求めに応じて速やかに提供できる者であること。
  - 宮崎県知事からの物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和 46 年宮崎県告示第 93 号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていないこと。

なお、すでに入札参加の申し出を行っている者は、指名停止を受けたときから入札に参加することはできない。

- (2) 入札に参加しようとする者は、(1)イ、ウ及びエの資格要件を満たすことを証明できる書類を平成26年7月17日までに宮崎県立宮崎病院医事課に提出しなければならない。ただし、上記提出期限を経過しても入札書の提出期限までは当該書類を随時受け付けるが、この場合には資格要件審査が入札に間に合わないことがある。

なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

### 3 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 宮崎県立宮崎病院医事課財務担当 宮崎市北高松町5番30号 郵便番号 880-8510 電話番号0985 (24) 4181  
(2) 期間 平成26年6月26日から平成26年8月5日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

### 4 入札説明書の交付場所及び交付期間

- (1) 場所 宮崎県立宮崎病院医事課財務担当  
(2) 期間 平成26年6月26日から平成26年8月5日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

### 5 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

- (1) 提出場所 宮崎県立宮崎病院医事課財務担当  
(2) 提出期限 平成26年8月5日午後5時  
(3) 提出方法 持参又は送付(郵便にあっては、書留郵便に限る。)によること。

### 6 開札の場所及び日時

- (1) 場所 宮崎県立宮崎病院3階会議室  
(2) 日時 平成26年8月6日午前10時00分

### 7 入札保証金

入札保証金については、宮崎県病院局財務規程(平成18年宮崎県病院局企業管理規程第15号)第81条の規定による。

### 8 入札の無効に関する事項

宮崎県病院局財務規程第107条に規定する入札は、無効とする。

### 9 落札者の決定方法

予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。

### 10 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県立宮崎病院医事課財務担当 宮崎市北高松町5番30号 郵便番号 880-8510 電話番号0985 (24) 4181

### 11 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

### 12 その他

- (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。  
(2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会は調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。  
(3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

### 13 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Panoramic radiography and Dental X-ray equipment 1set  
(2) Time Limit for Tender: 5:00p.m. 5 August, 2014  
(3) Contact point for the notice: Medical Affairs Division, Miyazaki Prefectural Miyazaki Hospital, 5-30 Kitatakamatsucho Miyazaki-City, Miyazaki, 880-8510 Japan. TEL :0985-

24-4181

## 人事委員会告示

### 宮崎県人事委員会告示第2号

宮崎県個人情報保護条例(平成14年宮崎県条例第41号)第26条第1項の規定により、口頭により開示請求をすることができる保有個人情報に次のとおり定め、平成26年6月26日以降に実施する試験から適用する。

なお、口頭により開示請求をすることができる保有個人情報(平成22年宮崎県人事委員会告示第2号)は廃止する。

平成26年6月26日

宮崎県人事委員会委員長 村 社 秀 継

口頭により開示請求をすることができる保有個人情報の内容		口頭により開示請求をすることができる期間	口頭により開示請求をすることができる場所
試験等の名称	開示する内容		
人事委員会が実施する採用試験(身体障がい者を対象とする職員採用選考試験を含む。)	試験種別別得点及び総合順位	合格発表の日(第2次試験受験者にあつては、第2次試験合格発表の日)から起算して6月	人事委員会事務局

### 備考

口頭により開示請求をすることができる期間の例外

警察官採用共同試験において、本県を第1志望とし他都府県を第2志望とする本県第1次試験不合格者が、試験結果について口頭により開示請求をすることができる期間は、第2志望先の最終合格発表日(第2志望先の第1次試験不合格者の場合は第2志望先の第1次試験合格発表日)から本県第1次試験結果の開示期間が終了する日までとする。

## 選挙管理委員会告示

### 宮崎県選挙管理委員会告示第40号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあつては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)は、平成26年6月9日現在次のとおりである。

平成26年6月26日

宮崎県選挙管理委員会委員長 後 藤 仁 俊

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 18,491人  
選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数) 215,564人

**宮崎県選挙管理委員会告示第41号**

地方自治法(昭和22年法律第67号)第80条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)は、平成26年6月9日現在次のとおりである。

平成26年6月26日

宮崎県選挙管理委員会委員長 後 藤 仁 俊  
東諸県郡選挙区 7,793人